

関東社会学会研究委員会規程

2022年3月21日制定

第1条 関東社会学会は、関東社会学会規約第10条第1項(1)に基づき大会・研究会等の企画・遂行にあたるために、研究委員会をおく。

第2条 研究委員会は、研究委員長、副研究委員長各1名および研究委員若干名により構成する。ただし、総員は10名を限度とする。

2) 研究委員長および副研究委員長は、理事会において理事の中から互選により選出する。

3) 研究委員は、理事会における協議にもとづき、会員(理事を含む)のなかから選出し、会長がこれを委嘱する。

第3条 研究委員会構成員の任期は、原則として理事の任期と同じく2年とし、重任は2期までを限度とする。

第4条 研究委員長は、研究委員会を主宰し、大会・研究会等の企画・遂行の業務全体を統括する。

2) 副研究委員長は、研究委員長を補佐し、委員長不在の時、これに代わる。

3) 研究委員は、大会・研究会等の企画・遂行上必要な業務を担当する。

第5条 研究委員長は、必要に応じて研究委員会を召集しなければならない。

第6条 本規程にもとづく必要な施行細則は研究委員会において別途定める。

2) この規程の改訂は、理事会の議を経て行なわなければならない。

付則 この規定は、2022年3月21日より施行する。